

メルコスールの域内関税について

1. 域内関税について

域内の輸関税率は原則として0%であるが、この恩典を享受するためには域内原産地調達割合をクリアする必要がある。域内原産品として認められるには、メルコスール共通関税番号（NCM）毎に規定された品目別の原産地規則を遵守しなければならない。

2. 域内調達（国産化）率の算出式

この品目別原産地規則はACE-18号（メルコスール経済補完協定：1992年5月27日付の政令第550号）の第77次追加議定書（2015年5月20日付の政令8454号）によって次の域内調達率計算式が規定されている。

$$\text{域内調達率} = \left[\left(1 - \frac{\text{非原産材料の到着CIF価格}}{\text{最終製品の輸出FOB価格}} \right) \right] \times 100 \geq X\%$$

図：域内原産品として認められる調達率の算出式

同計算式を適用すれば、輸出FOB金額の40%までは非原産（輸入）材料を使用してもその輸出品はその国の国産品として認められる事に相当する。域外からの輸入原料を域内原産（国産）品扱いとするためには、原則として域内調達率60%以上が要求される。非原産（域外）材料・部品などの到着CIF価格には域内での輸入通関費用や倉庫料なども含まれる一方、最終製品の輸出FOB価格では原材料、部品、副資材、労務費、利益、電気・水道代などの他、輸出マージンなども加算される。

3. メルコスール加盟各国の原産地制度

上記の計算式は基本的に加盟各国に適用されるものではあるが、2015年の第77次追加議定書以降、メルコスール加盟各国の情勢や条件に基づき、追加議定書や決議で加盟国の域内調達比率、解釈や規定、原産地証明書のフォーム、記載内容、使用国産資材の誓約書などの変更、改正が何度も繰り返されている。最新の変更は2020年3月24日付の国内法規：政令 Decreto 10.291号（供給上の理由によるACE-18号の関税枠組みの中での一時的措置について）となっている。2021年共同市場審議会決定13号（CMC/DEC.Nº13/21）によれば、パラグアイに関して、域内原産品の基準として、非原産材料の到着港CIF価格の、最終製品の輸出FOB価格に対する割合は60%を超えないことと定めている（ただし2032年12月31日までの特例）。ウルグアイは同割合について、2026年12月31日までは50%、2027年1月1日以降は45%、アルゼンチンはウルグアイ向け輸出に限り、2026

年 12 月 31 日までは 50%、2027 年 1 月 1 日以降は 45%が認められている。ただし同決定は、2023 年 6 月現在、ブラジルとウルグアイの批准待ちとなっている。域内原産として認められる調達率も、対外共通関税の例外品目と同じく、加盟国によって異なる。

4. 各種例外的関税の定義、対象品目の特徴

対外共通関税率表（TEC）の関税番号に BK と記されているものは「資本財」（Bens de Capital の略字） 或いは BIT と記されているのは「情報通信財」（Bens de Informatica e Telecomunicações の略字）である。これらの製品は Ex-tarifario（例外関税）が申請可能な製品である。ブラジルの対外共通関税率表（TEC）の見方の一例：8451 類（洗浄用、乾燥用、染色用、洗濯機など）の場合について輸入税（I.I.）、IPI（工業製品税）、PIS（社会統合計画基金）、COFINS（社会保障金融負担金）について次の通り説明する。

NCM-HS コード	製品名	I.I. %	IPI %	PIS %	COFINS %
8451	洗浄用、乾燥用、染色用、洗濯機など	-	-	-	-
8451.10.00	ドライクリーニング機	12.6BK	0	2.10	10.65
8451.2	乾燥機	-	-	-	-
8451.21.00	乾燥衣類 10 kg 未満のもの	20	3.25	2.10	9.65
8451.29	その他	-	-	-	-
8451.29.10	乾燥衣類の重量が 120 kg かそれ以上の能力の 或る電磁波（マイクロ波）で稼働するもの	0 BK	0 (a)	2.10	10.65
8451.29.90	その他（BK）	12.6BK	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 002: メインモーターが 0.4kW, 排気ファンモーター0.3kW, 衣服乾燥能力 10 kg、OPL、コインシステムの衣類乾燥機（2022 年 4 月 4 日付 Cecex 決議第 322 号）。	0	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 003: 衣類幅 800 mm、最高長さ 2,400 mm、温度 110°～210°の乾燥ダクトを有し、各面 3メートルの 8 面の乾燥、82%の通風能力の衣類乾燥機（2022 年 4 月 4 日付 Cecex 決議第 322 号）。	0	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 004 10 の配分モジュールを有し、乾燥オートチェンジャー回転システムと全幅 2,200mm、毎分 80 mm のスピード、ガス加熱による 110°-210°の温度の繊維の梁枠機械。（2022 年 4 月 4 日付 Cecex 決議第 322 号）。	0	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 005 自動サイクル、ステンレス製ドラム（18/8 AISI 304）、50%の穿孔、衣類を持ち上げる 4 つのアジテーター、前後にひねる、縦開きのフロント	0	0	2.10	10.65

ブラジル WTO・他協定加盟状況

	ローディングドア、空気圧駆動の蒸気加熱乾燥機（10気圧）。（2022年4月4日付 Cecex 決議第 322 号）				
8451.29.90	Ex 006 蒸気加熱式、容量乾燥衣類 120kg/サイクル、湿潤衣類 192kg/サイクル、ドラム容量 2,888L、直径 1340mm、中央糸くず回収装置付き、温度レベルがプログラム可能、PLC（プログラム可能な論理制御装置）で作動、電源電圧は 380V（三相）の業務用衣類乾燥機。（2022年4月4日付 Cecex 決議第 322 号）	0	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 007 蒸気加熱式、1 サイクルあたりの乾燥衣類の最小容量 60kg と最大 240kg、最小 1,478L と最大 5,856L のドラムボリューム、中央糸くずコレクター付き、温度レベルプログラム可能、プログラマブルロジックコントローラ（PLC）、380V 電源電圧（三相）の業務用衣類乾燥機。（2022年4月4日付 Cecex 決議第 322 号）	0	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 008 染色後の無地及びニット生地の乾燥用、自動整列装置と張力調整装置、湿度出力制御センサー、熱消費量 150 万 kcal/h、5 フィールドで 45kw のモーター1 台と各フィールドに 76 個の散気装置付き、方向性と間隔を伴ったトウ板による蒸気システム、4 本の作業ベルトで材料を調整して効率を高め、生産速度 5～50m/分、生地作業幅 3800～4200mm、制御電圧 24V の乾燥機。（2022年4月4日付 Cecex 決議第 322 号）	0	0	2.10	10.65
8451.29.90	Ex 009 連続作業用、グラム数 100～800g/m ² の布地の乾燥と寸法安定化用、布地幅 2.0mm 以下、長さ 3m の乾燥室 5 室、フィールドによる個々の幅の自動調整、ガス加熱、1 番目・5 番目の出力 300kW、残り 3 つは 200kW、周波数インバーター制御の循環ファン 10 台、ストーブ内の材料が停止した場合の空気偏差システム、ロードセルによるテンションコントロールによるトラクションシステムを備え、CIF 単価が 676,287.73 レアルを上回らない乾燥機。（2022年4月4日付 Cecex 決議第 322 号）	0	0	2.10	10.65
8451.30	アイロンかけ用機械、及びプレス（フュージプレスを含む）	-	-	-	-
8451.30.10	自動のもの	0BK	0	2.10	10.65

8451.30.9	その他	-	-	-	-
8451.30.91	機械重量 14 kg 未満の衣類プレス機	20	3.25	2.10	10.65
8451.30.99	その他	12.6BK	0	2.10	10.65

「備考」

- I.I. (輸入関税) - Imposto de Importação
- IPI (工業製品税) - Imposto do Produtos Industrializado
- PIS (社会統合計画基金) - Programas de Integração Social
- COFINS (社会保障金融負担金) - Contribuição para Financiamento para Seguridade Social

5. 対外共通関税

対外共通関税を加盟国全てが採用する一方、域内における品目別原産地規則をクリアすることを条件に、域内の輸入関税が免除されている点にある。加盟 4 ヶ国の関税率（平均）は次の通り。

- a. アルゼンチンは 13.1%
- b. ブラジルは 13.6%
- c. ウルグアイは 10.4%
- d. パラグアイは 9.9%
- e. その他中南米のメキシコが 6.8%、チリが 6.0%

6. 域内貿易の対象外の品目：自動車と砂糖

1991 年に署名された経済相互補完協定 18 号 (ACE-18) においては、砂糖と自動車部門については自由化されていないため、加盟各国が独自で定めた輸入関税率に従う必要がある。自動車はメルコスール自動車政策による個別の貿易ルールに従って実行されている。

例えば、ブラジルーアルゼンチンは経済補完協定 ACE-14 号 (38~45 次追加議定書)、ブラジルーウルグアイは同 ACE2 号 (84 次追加議定書)、ブラジルーパラグアイは同 ACE74 号 (第 1 次追加議定書)、アルゼンチンーウルグアイは同 ACE57 号で協定している。パラグアイーアルゼンチンは同 ACE13 号 (第 2 次追加議定書) に署名済みであるが、各国の批准プロセスが必要なため、2022 年 7 月時点では未発効状態となっている。

ブラジルーアルゼンチン間の ACE14 号では、原産地規則などの要件に加え、両国間の自動車貿易不均衡を是正する均衡係数を定めている。ACE14 号第 43 次追加議定書によると、2023 年 6 月 30 日までは、両国間の自動車分野の貿易において、双方の国で、輸入額の 1.8 倍を超えない範囲で、100%の関税を免税している。なお、同係数について、2023 年 7 月 1 日以降 2025 年 6 月 30 日までは 1.9 倍に引き上げる可能性、以下同様に 2025 年 7 月 1 日以降 2027 年 6 月 30 日までは 2 倍、2027 年 7 月 1 日以降 2028 年 6 月 30 日までは 2.5 倍、2028 年 7 月 1 日以降 2029 年 6 月 30 日までは 3 倍、2029 年 7 月 1 日以降は自由化する可能性が記載されている。

ブラジル WTO・他協定加盟状況

一方、砂糖については、農業政策の一環として 1994 年に大統領府官房室、外務省、大蔵省、収税局の代表達が GST-8（バイオ燃料に関する研究グループ：GAHB=Grupo de *Ad Hoc* sobre Biocomubustiveis）というグループを結成し、メルコスールにおける砂糖部門の適応制度を検討することになった。しかし、自動車用のエタノール生産と砂糖の生産比率の問題などで、加盟各国のコンセンサスはなく、現在まで中断されている。2021 年のブラジル産の砂糖の輸出は 2,745 万トン、アルゼンチンは 33 万トン、パラグアイはオーガニック砂糖の最大輸出国であり、唯一の例外品目で

ある。これらの Aladi 関連の規定は次の Web サイトで検索できる。

[\(https://www.aladi.org/sitioaladi/\)](https://www.aladi.org/sitioaladi/)